

練馬区立学校（園）における 教員の働き方改革推進プラン（改定）案

令和 6 年度中の改定を予定
次年度の第 1 回推進委員会で令和 5 年度の勤務実態や取組案を提示する。

令和 6 年（2024 年）〇月

練馬区教育委員会

目 次

I	プランの基本的な考え方	1
1	学校（園）における教員の働き方改革の目的および改定の主旨	1
2	本プランの位置付け	1
II	これまでの取組	2
1	練馬区立学校（園）教員勤務実態調査	2
2	取組の方向性	2
3	取組の方向性に基づいたこれまでの取組	3
III	練馬区立学校（園）における教員の勤務実態	4
1	週当たりの在校時間	4
2	月ごとの時間外在校時間の割合	5
3	年間の時間外在校時間の割合	6
4	勤務実態の分析および考察	7
IV	練馬区立学校（園）における教員の働き方改革の目標	8
V	今後の取組の方向性	8
VI	今後の取組の方向性に基づいた具体的な取組	9
1	サポート人材の配置・活用	9
2	I C Tを活用した業務改善	○
3	学校運営・行事等のあり方の見直し	○
4	教員の意識改革	○
5	部活動のあり方の見直し	○

Ⅰ プランの基本的な考え方

1 学校（園）における教員の働き方改革の目的および改訂の主旨

【目的】

教員一人ひとりの心身の健康保持と誇りとやりがいをもって職務に従事できる環境を整備することにより、学校教育の質の向上を図る。

学校を取り巻く環境が複雑化かつ多様化し、学校に求められる役割が拡大する中、新学習指導要領の着実な実施など、学校教育の一層の充実が求められてきた。

練馬区立学校（園）においては、教員は日々子供とかかわり献身的に職務に取り組んでいる。一方、教員の長時間勤務の実態が明らかとなっており、このことは子供の学びを支える教員の心身の健康に少なからず影響を及ぼしており、日々の教育活動の質にも関わる重大な問題となっている。ライフ・ワーク・バランスの視点を重視し、子供と向き合う時間を確保して、より一層の指導の充実を図ることが求められている。

こうした状況を踏まえ、練馬区教育委員会は、平成30年2月に東京都教育委員会が示した「学校における働き方改革推進プラン」を基に、平成31年3月、「練馬区立学校（園）における教員の働き方改革推進プラン」を策定し、教員の長時間勤務の改善に取り組み、学校教育の質の向上を目指してきた。

現在、教員の勤務状況は全体として改善傾向にはあるものの、国や都が示す目標に達している教員は少ない現状である。この度、国や都の動向、最新の教育課題等に対応するため、本プランを改定し、教員の働き方改革について、更なる推進を図っていく。

2 本プランの位置付け

働き方改革を進めるためには、各校（園）が実態に応じた取組を進めることができるよう、練馬区教育委員会が改善目標を含む実施計画を策定する必要がある。

本プランは、練馬区教育委員会の実施計画であるとともに、練馬区立学校（園）での取組を促進することを目指すものである。本プランの具現化を通じて、練馬区立学校（園）の働き方改革を着実に推進するとともに、目標の達成状況を検証し必要な施策を講じるなど、学校（園）の働き方改革を継続的に支援していく。

II これまでの取組

1 練馬区立学校（園）教員勤務実態調査（平成 30 年）

本区では、平成 30 年、勤務実態を正確に把握するため、幼稚園 3 園、小学校 33 校、中学校 17 校の計 53 校（園）のうち常時勤務する教員全員（校長、副校長、主幹教諭、教諭、主任養護教諭・養護教諭、栄養教諭等。臨時的任用を含む。）を対象に、質問紙への回答および連続する 7 日間の業務記録表への記録を行った。

※ 調査対象校の選定は、地域バランスや学校規模、特別支援学級（知的固定）の有無、特別支援教室拠点校・通級指導学級の存在等を勘案し決定した。

調査結果からは、週当たりの在校時間が 60 時間を超える教員が多数いるなどの実情が明らかになり、長時間勤務による健康への影響だけでなく、ライフ・ワーク・バランスの充実等の観点からも、早急な改善が必要であった。

そこで、練馬区教育委員会では、練馬区立学校（園）の教員の働き方の当面の目標を次のように設定した。

【当面の目標】

- 小学校、幼稚園の全ての教員の週当たりの在校時間を 55 時間以内とする。
（平日 1 日当たり 11 時間）
- 中学校の全ての教員の週当たりの在校時間を 60 時間以内とする。
（平日 1 日当たり 12 時間）

検証のため、現在とっている時間外在校時間のデータと別に、平日の在校時間データを集計予定

2 取組の方向性

練馬区教育委員会は、以下の 4 点を柱とし、練馬区立学校（園）の教員の働き方改革に取り組むこととした。

- (1) 副校（園）長業務の改善および教員への業務時間縮減に向けた働きかけ
- (2) 校務・園務業務の改善および教員自身の意識改革の推進
- (3) 部活動のあり方の見直し
- (4) 教育委員会における働き方改革に関する環境整備

3 取組の方向性に基づいたこれまでの取組

(1) 副校（園）長業務の改善および教員への業務時間縮減に向けた働きかけ

- ① 人材の配置
 - ア 副校長補佐の配置拡充
R 2 : 3名 ⇒ R 5 : 98名
 - イ スクール・サポート・スタッフの配置拡充
R 2 : 32名 ⇒ R 5 : 123名
 - ウ 学校生活支援員の配置拡充
R 2 : 155名 ⇒ R 5 : 247名
 - エ 学校生活支援員（短時間勤務）の導入（令和5年度～）

(2) 校務・園務業務の改善および教員自身の意識改革の推進

- ① 出退勤管理システム導入による勤務状況の提示（令和3年9月～）
- ② 好事例の周知および活用（令和5年5月）

(3) 部活動のあり方の見直し

- ① 「中学校部活動のあり方に関する方針」の策定（令和2年3月）
 - ・週2日以上 of 休養日の設定
 - ・長くとも平日2時間、休日3時間の活動時間
- ② 部活動指導員の配置拡充
R 2 : 3名 ⇒ R 5 : 13名
- ③ 「練馬区立中学校部活動アンケート」の実施（令和5年11月）
 - ・練馬区立中学校に通う生徒およびその保護者、教員を対象に実施

(4) 教育委員会における働き方改革に関する環境整備

- ① 各種システムの導入
 - ア 統合型校務支援システム（平成25年4月～ 順次更新）
 - イ 学校徴収金管理システム（平成31年4月～）
 - ウ 学校電話機への応答メッセージ機能（令和元年6月～）
 - エ 出退勤管理システム（令和3年9月～）
- ② 学校施設管理員の導入（平成23年4月～）
- ③ 学校休務日の設定（令和元年度から3日 令和2年度から5日）
- ④ スクールロイヤールの導入（令和3年6月～）
- ⑤ 教員用タブレットの配備（令和4年9月～）

Ⅲ 練馬区立学校（園）における教員の勤務実態

1 週当たりの在校時間（令和5年度）

令和5年度1年間の週当たり（平日）の在校時間の平均を記載する。
当面の目標に合わせ、校種別の全教員の平均を集計する予定であるが、
職層別も集計すると詳細な分析ができると考える。

令和5年度末までの
数値を記載

2 月ごとの時間外在校時間の割合

(a : 45 時間以下の教員数の割合 b : 45 時間超かつ 80 時間以下の教員数の割合
c : 80 時間超の教員数の割合)

【小学校】(単位：%)

黄枠：前年度同月と比較し改善が見られた月

R 3 年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
a						58.9	46.2	47.0	52.4	68.8	60.6	51.4
b						37.0	44.5	44.4	42.2	29.6	35.9	42.8
c						4.1	9.3	8.6	5.4	1.6	3.5	5.8
R 4 年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
a	40.9	51.9	37.9	86.9	99.9	54.3	52.4	55.0	61.9	70.4	61.9	59.4
b	49.3	43.2	47.1	12.2	0.1	40.5	41.9	40.5	35.4	28.1	35.4	37.8
c	9.8	4.9	15.0	0.9	0.0	5.2	5.7	4.5	2.7	1.5	2.7	2.8
R 5 年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
a	44.6	53.3	45.0	72.9	99.7							
b	49.3	43.9	47.1	25.9	0.3							
c	6.4	2.8	7.9	1.2	0.0							

【中学校】(単位：%)

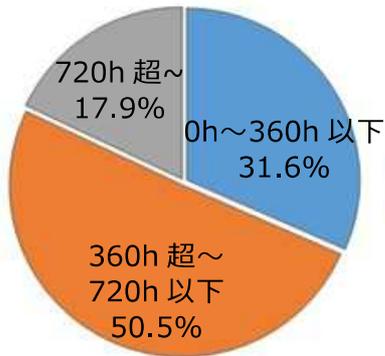
黄枠：前年度同月と比較し改善が見られた月

R 3 年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
a						54.2	35.4	37.8	43.0	61.8	66.6	50.1
b						33.1	36.9	36.8	40.1	32.6	29.0	36.5
c						12.7	27.7	25.4	16.9	5.6	4.4	13.4
R 4 年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
a	34.8	37.3	33.7	95.8	96.0	43.7	38.5	42.2	51.5	55.9	61.0	49.5
b	42.1	38.8	39.5	3.7	3.8	36.4	37.3	37.5	38.5	35.2	33.0	37.7
c	23.1	23.9	26.8	0.5	0.2	19.9	24.2	20.3	10.0	8.9	6.0	12.8
R 5 年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
a	37.0	38.2	34.9	48.9	97.2							
b	42.4	39.6	40.4	37.9	2.5							
c	20.6	22.2	24.7	13.2	0.3							

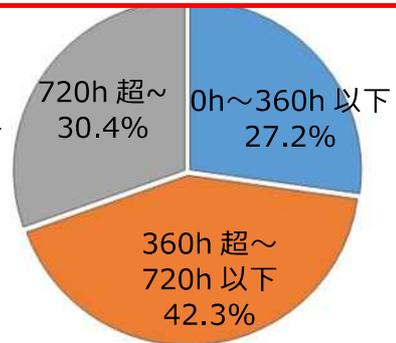
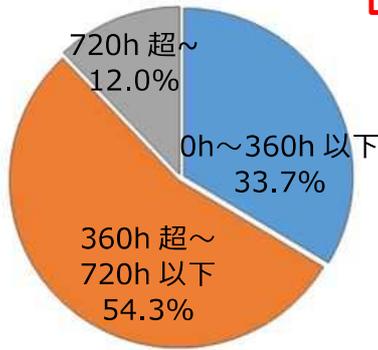
3 年間の時間外在校時間の割合（令和4年度）

令和5年度の数値を記載
職層、年代を広げて記載
その他、推進委員会として
知りたい数値があるか確認

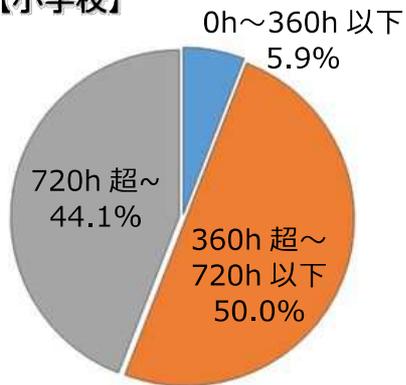
教員全体



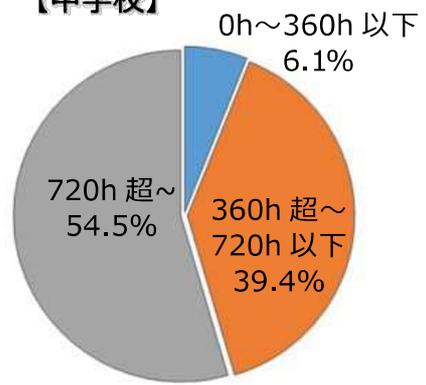
【小学校】



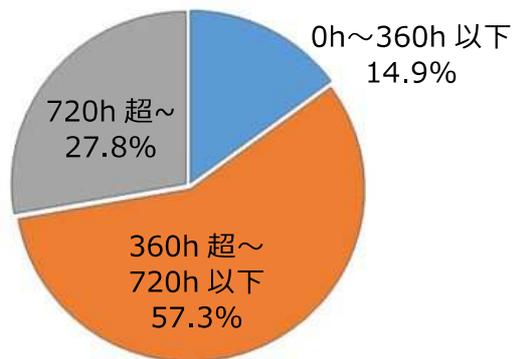
副校長【小学校】



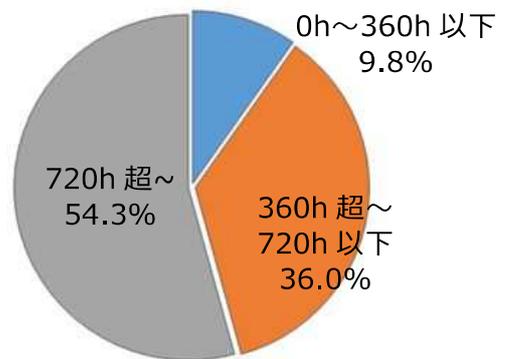
【中学校】



若手教員（20代）【小学校】



【中学校】



4 勤務実態の分析および考察

令和5年度末までの数値
から分析考察を行う

(1) 週当たりの在校時間について

- ①
- ②

(2) 月ごとの時間外在校時間の割合について

- ① 小中学校ともに、出退勤管理システムを導入した令和3年9月以降、全体的に状況の改善が認められる一方、依然として月当たり45時間以内の教員が3～4割程度の月が多い。
- ② 特に中学校については、小学校よりも時間外在校時間が多い。要因のひとつとして、勤務時間外の部活動指導が考えられる。

(3) 年間の時間外在校時間について

- ① 年間の時間外在校時間が360時間以内の教員は、3割程度にとどまっている。
- ② 年間360時間を超えている副校長がほとんどである。
- ③ 小中学校ともに、若手教員の時間外在校時間が多い。

Ⅳ 練馬区立学校（園）における教員の働き方改革の目標

出退勤管理システムによる集計からは、依然として、月当たりの時間外在校時間が45時間を超える教員が多数いるなどの実状が明らかになった。長時間勤務による健康への影響の観点だけでなく、ライフ・ワーク・バランスの充実等の観点からも、引き続き改善が必要である。

また、部活動指導など、土日に勤務する教員も一定数いることから、平日の在校時間だけを集計するのではなく、土日も含めた時間外在校時間を把握する必要がある。

そのため、練馬区教育委員会では、練馬区立学校（園）の教員の働き方の目標を、国や都の目標と同様、次のとおり設定する。

【目標】

- 全ての教員の月当たりの時間外在校時間を45時間以内とする。
- 全ての教員の年間の時間外在校時間を360時間以内とする。

練馬区教育委員会は、練馬区立学校（園）とともに、目標達成のために必要な対策を講じ、月当たりの在校時間が小学校・中学校ともに45時間以内、年間で360時間以内となる教員が増えるよう、全教員の長時間勤務の縮減を図る。また、学校における働き方改革を継続的に推進するため、進捗状況の管理や練馬区立学校（園）で共有すべき事例の周知や啓発に取り組んでいく。

Ⅴ 今後の取組の方向性

練馬区教育委員会は、以下の5点を柱とし、引き続き、練馬区立学校（園）の教員の働き方改革に取り組んでいく。

- 1 サポート人材の配置・活用
- 2 ICTを活用した業務改善
- 3 学校運営・行事等のあり方の検討
- 4 教員の意識改革
- 5 部活動のあり方の見直し

≡ VI 今後の取組の方向性に基づいた具体的な取組 ≡

5点の柱に基づき、在校時間縮減のための取組を示す。学校（園）は、取組を参考に
して、各校（園）の実状に応じた工夫を行う。

1 サポート人材の配置・活用

数値やスケジュールなど具体を記載する。

(1) 配置拡充

- ①
- ②

(2) 効果的な活用事例の共有

- ①
- ②

2 ICTを活用した業務改善

(1) ICT環境の整備（学校内ネットワークのWi-Fi化、校務用パソコンの更新）

- ①
- ②

(2) 諸表簿の電子化

- ①
- ②

(3) 各種会議・研修のオンラインの活用

- ①
- ②

3 学校運営・行事等のあり方の見直し

(1) 学年内教科担任制の効果的活用（小学校）

①

②

(2) 勤務時間外の児童生徒対応のあり方検討

①

②

③

(3) 土曜授業・宿泊行事の在り方検討

①

②

(4) 学校休務日のあり方検討

①

②

4 教員の意識改革

(1) 勤務実態に基づいた働きかけ

①

②

(2) 好事例を参考にした学校での取組の推進

①

②

5 部活動のあり方の見直し

(1) 地域移行に係る庁内検討準備委員会の立ち上げ

①

②

(2) ニーズ調査およびヒアリングの実施

①

②